

エコツーリズム推進に関する基本方針検討会について

1. 検討会の目的

- エコツーリズム推進法は本年6月、議員立法により成立し、平成20年4月に施行される。
- エコツーリズム推進法では、基本理念にのっとり、エコツーリズムの推進に関する基本的な方針を国が定めることとされている。
- 国がエコツーリズムの推進に関する基本的な方針を定めるため、請負業務により、学識経験者、NGO、自治体、関連団体、事業者等からなる検討会を設け、提言として取りまとめるもの。

2. 検討内容

基本方針として定めることが必要な「エコツーリズムの推進に関する基本的方向」、「エコツーリズム推進協議会に関する基本的な事項」、「エコツーリズムの推進全体構想の作成に関する基本的事項」、「エコツーリズム推進全体構想の認定に関する基本的事項」及び「エコツーリズムの実施に当たって配慮すべき事項その他エコツーリズムの推進に関する重要事項」について検討する。

3. 進め方

各事項について、学識経験者、NGO、自治体、関連団体、事業者等からなる検討会を設け検討を進める。

なお、本検討会は、「平成19年度エコツーリズム推進法に関する基本方針作成のための支援業務」として行い、事務局は（財）日本交通公社が務める。

4. スケジュール（案）

平成19年12月18日	第1回	検討会
平成20年1月	第2回	検討会
2月	第3回	検討会
3月	第4回	検討会

※ それぞれの会議は公開とし、事前に記者発表する予定。